

# ○沖縄県生活環境保全条例の全体像

(新)

**○条例名**  
 沖縄県生活環境保全条例 (平成20年沖縄県条例第43号)

**○条文数**  
 63条 (別表なし)

**○これまでの規制**

① 総則 (ア) 目的・定義 (イ) 県、事業者及び県民の責務等、並びに米軍基地環境問題への取組

(削除)

**② 生活環境の保全等に関する規制等**

(1) 大気の大気に関する規制

- ア ばい煙発生施設 (ア) 排出基準 (イ) ばい煙発生施設に係る届出
- イ 粉じん発生施設 (ア) 構造並びに使用及び管理に関する基準 (イ) 粉じん発生施設に係る届出

(2) 水質の保全に関する規制

- ウ 汚水等排出施設 (ア) 排水基準 (イ) 汚水等排出施設に係る届出
- エ 赤土等の流出による水質汚濁の防止

整理

大気汚染や水質汚濁とは異なり、生活環境に及ぼす影響範囲はかなり限定されており、直接に人の健康を損なうことは、きわめて希であるという性格。  
 騒音及び悪臭が、近隣の問題、一定の範囲にとどまる住民の生活環境の問題。  
 騒音規制法及び悪臭防止法の公害規制の実施主体は市町村長。

**市町村での対応**

- ◇ 騒音に関する規制
  - ・ 騒音発生施設 (ア) 騒音規制地域 (イ) 騒音規制基準 [ (ウ) 騒音発生施設に係る届出 ]
  - ・ 拡声機の使用等に関する規制 (ア) 拡声機の使用の制限 (イ) 夜間の静穏の保持
- ◇ 悪臭に関する規制
  - ・ 悪臭発生施設 (ア) 構造並びに使用及び管理に関する基準 [ (イ) 悪臭発生施設に係る届出 ]

**○新たな規制 (生活環境の保全等に関する規制等) 新規**

② 環境の保全に関する規制

**新規** (3) 土壌の汚染防止に関する措置 (ア) 特定有害物質等の管理状況に関する点検の実施 (イ) 土壌基準に適合しない土壌の特定有害物質による汚染の届出等

(現行)

**沖縄県公害防止条例** (昭和51沖縄県条例第2号)

61条、別表 (特定工場)

① 総則 (ア) 目的・定義 (イ) 県、市町村、事業者及び県民の責務等

② 公害の防止に関する施策

**③ 公害の発生源の規制**

(1) 規制基準

- ・ 規制基準
  - ア ばい煙に係る規制基準
  - イ 粉じんに係る規制基準
  - ウ 排水に係る規制基準
  - エ 騒音に係る規制基準 (規制基準適用地域)
  - オ 悪臭に係る規制基準

(2) 工場等

- ・ 特定工場 (許可制)
  - ばい煙に係る施設
  - 粉じんに係る施設
  - 排水に係る施設
  - 騒音に係る施設
  - 悪臭に係る施設
- ・ 特定施設 (届出制)
  - ア ばい煙に係る特定施設
  - イ 粉じんに係る特定施設
  - ウ 排水に係る特定施設
  - エ 騒音に係る特定施設
  - オ 悪臭に係る特定施設

整理

\* 工場又は事業場から発生する騒音及び悪臭による影響については、発生源の周辺地域の範囲に限られることが多く、地域に密着した生活環境に関するものであること

\* 工場又は事業場から発生する騒音及び悪臭の法的な規制に関しては、規制が必要な地域の指定や当該地域で適用する規制基準の設定は県知事が行い、事業者に対する規制基準の遵守に係る行政指導や行政処分は市町村長が行うこととされていること

\* 一般的な生活環境に起因する苦情処理については、個々の事案に応じて適切な行政指導に努めることが必要となること

\* 大気汚染や水質汚濁のような広域的な対応を担う県と、地域住民に密着した対応を担う市町村との役割分担を明確にする必要があること

一方では、地域に身近な環境課題であっても、個々の市町村で対応が困難な事案については、県と市町村が協力・連携を図る必要があること

\* 県の責務として、新たに、市町村の行う生活環境の保全等に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる旨の規定を設けること

\* 現に公害により人の健康又は生活環境に著しい影響を及ぼしており、市町村ではなかなか対応が困難な場合には、知事は、当該公害発生者に対し勧告することができる旨の規定を設けること

(新)

○新たな生活環境保全等の措置（環境への負荷の低減） 新規

③ 環境への負荷の低減

(1) 環境への負荷の低減のための行動指針

新規  
新規

- \* 環境負荷低減のための行動指針（知事が策定）
- \* 環境負荷低減計画の作成等（特定事業者の自主的取組）

(2) 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減

新規  
新規  
拡充

- ア 事業活動に伴う排水対策の推進
- イ 生活排水対策の推進
- ウ 自動車の運行に伴う環境への負荷の低減

(削除) (H7より赤土等流出防止条例実施) ←

※ 県赤土等流出防止条例による規制実施を行っているため、県生活環境保全条例における赤土等流出防止義務規定を設けない。ただし、②の(2)のエにおいて、別途条例による規制実施の旨規定し、二重規制を避ける整理を行う。

○補則及び罰則

④ 補則

- ・ 公害防止に関する勧告 ←

整理

- ・ 公害防止担当者

整理

- ・ 報告及び検査 ←

新規

- ・ 市町村の条例との関係 ※ 市町村条例の規定で、本条例と同等以上の効果が期待できるものについては、二重規制を避けるため、市町村条例を適用
- ・ 規則への委任

強化 ⑤ 罰則

○その他

- \* 条例公布 : 平成20年12月26日
- \* 制定附則
- ※ 施行期日 : 平成21年10月1日施行 (一括施行)

(関係法と条例の住み分け整理) ←

※ 経過措置及び周知期間（猶予期間）設定等 (9月程度予定) : 新たな規制及び環境負荷低減の低減措置の実施・現行規制の罰則強化

(現行)

③ 公害の発生源の規制

・ 赤土等の流出防止義務

④ 雑則

- ・ 規制基準の定めのない公害の措置

- ・ 立入検査等
- ・ 報告の徴収

・ 規則への委任

⑤ 罰則

\* 昭和51年3月15日公布

\* 制定附則（9条）

※ 施行期日：6月を超えない範囲内において規則で定める日（昭和51年9月14日）

※ 関係法の特定施設に係る適用除外

※ 経過措置等